滝沢市議会全員協議会資料

〔国民健康保険税の課税誤りについて〕

令和３年１１月１６日

企画総務部　税務課

国民健康保険税の課税誤りについて

１　概要

令和３年に転入手続きをした国民健康保険被保険者の一部の方について、所得情報の入力に漏れがあり、過小又は過大に算出された税額で納税通知書を発布していたことが判明しました。

２　経緯

被保険者から税額についての問い合わせがあり、確認したところ所得情報が未申告状態となっていたため調査し判明したものです。

３　発生原因

転入者については、1月１日に住民登録していた市町村での所得情報をもとに国民健康保険税を算定します。所得情報については、情報連携ネットワークシステムを経由しデータで授受しますが、国民健康保険システムに取り込む際、入力漏れはないものと思い込み処理を進めたため。

４　影響範囲

（１）所得情報照会件数　４９１件

（２）国民健康保険税額の更正者数と影響額　１００件（９１世帯）

令和２年度分（令和３年度課税分）	増額分	１１件	１８９，４００円
	減額分	４件	△２５，５００円
令和３年度分	増額分	６５件	８，４２２，１００円
	減額分	２０件	△６０７，９００円

５　対象者への対応

対象の納税義務者の方のうち、税額が減額となる方については、令和３年１１月１２日付で税額変更通知書とお詫び文書を送付したところです。増額となる対象者７６件（６９世帯）の方については、個別訪問するなどし事情説明とお詫びをさせていただくこととしております。

６　今後の対応

税務課では今回の事態を厳粛に受け止め、このような誤りをおこさないよう、業務手順書を再確認した上でチェック項目を新たに追加し、データ取込後の確認を複数名で行うことを徹底しながら、公正な課税事務に努め、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。